

る。

- (1) 「課税価格の総額」とは、協定税率の適用を受けようとする貨物のうち、同一協定税目に属するものの課税価格の総額をいう。
また、同一協定税目に属する貨物を同一人が輸入する場合においては、その貨物を多数に分割して申告しても、「課税価格の総額」は、その全部を合算した額である。
- (2) 「貨物の種類、商標等」とは、貨物の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいう。
- (3) 「仕入書その他の書類」とは、仕入書のほかメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、検疫証明書、品質又は数量に関する検査証明書、カタログ、パーツ・リスト等の書類をいう。
- (4) 「これに準ずる在外公館」とは、領事事務を行つている大公使館をいう。

(協定税率を適用する場合の原産地認定の方法)

68—3—7 協定税率の適用に当たつての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、必要があるときは、まず、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロによって行い、これにより難しい場合は、ハからホまでにより、これによつても、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。

イ 仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ 仕入書その他の書類に記載された原産地の表示 (例えば、made in U. S. A., product of France 等の表示)

ハ 貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示 (包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。)

ニ 貨物に付されたラベル、ネームプレート、刻印、織込みマーク等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足るその種類、性質及び形状

なお、令第 61 条第 1 項第 1 号の規定により原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が 20 万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して差し支えない。

(原産地証明書の有効性の認定)

68—3—8 原産地証明書の有効性の認定については、次による。

- (1) 原産地証明書は、その証明に係る貨物を生産し、仕入れし、発送し、若しくは積み出した場所 (最小行政区画をいう。) にある証明機関が証明した

ものであることを必要とする。ただし、その場所が地方の町村等であり、その場所に証明機関がない場合には、最寄りの市町村にある証明機関が証明したものでよい。

- (2) 令第 61 条第 2 項《原産地証明書の証明》の原産地証明書の証明については、同項の機関の長の名でされたもののほか、それら機関自体の名でされたものも有効として取り扱う。
- (3) 商業会議所以外の私的な機関で、外国において一般に原産地証明書の発給を認められているものが発給証明した原産地証明書は、令第 61 条第 2 項の規定にかかわらず、国際条約等の趣旨にかんがみ、便宜有効なものとして取り扱う。
- (4) 発行者の署名があり、当該署名が正当であると確認しうる場合は、発行機関の印がなくても有効として取り扱う。
- (5) 原産地証明書に記載されている貨物の名称が、貨物の一般名称を示すものであつても、その証明書が実際に輸入される貨物に係るものであると認められるときは、有効とする。
- (6) 原産地証明書に記載されている貨物の記号、番号等と実際に輸入される貨物の記号番号等とが一致しない場合においても、その一致しない理由が次に掲げるものであると認められ、その証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるときは有効とする。
 - イ 原産地証明書の発給時における単純な誤りによる不一致
 - ロ 他国を経由して輸入される貨物につき、当該経由国において現物の外装の記号、番号を刷り変えたことによる不一致
 - ハ 数量価格の僅少な差異
- (7) 原産地証明書の発行者の署名がスタンプをもつて代えられたものであつても、その発行機関のシールがあるものは有効とする。
- (8) 原産地証明書が提出された場合において、その証明書に記載された原産地が実際に輸入される貨物の原産地を正当に表示していないことが明らかであるときは、当該原産地証明書は有効なものとして取り扱わない。

(原産地証明書の取扱い等)

68—3—9 令第 61 条第 1 項第 1 号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。

- (1) 原産地証明書は、本邦の領事館その他これに準ずる在外公館の発給するものは、原則として「Certificate of Origin」(C—5290)の様式によるものとするが、その他の機関が発行するものにあつては、同条第 2 項の規定による原産地証明書の記載事項を充足したものであれば、その様式を問わない。
- (2) 保税運送貨物について、保税運送の申告の際に原産地証明書の提出があつたときは、写しを併せて提出させ、これによって当該運送貨物の原産地を確認した後、原本に当該運送貨物についての運送申告番号、確認個数及び確認の年月日を裏書し、原本はこれを提出者に返還する。この場合において、